

# 江南の水道

No. 12  
平成 29 年 9 月

発行：江南市水道部水道課 〒483-8018 江南市般若町中山 146 番地 TEL (0587)53-3511 FAX (0587)53-3514  
ホームページアドレス [http://www.city.konan.lg.jp/suido/sd\\_top.html](http://www.city.konan.lg.jp/suido/sd_top.html)

## 水質検査を実施しています

### < 毎日検査項目 >

水道法に基づき毎日、市内給水栓より水を採取し、色、濁り、におい、残留塩素の4項目の検査をしています。

### < 水質基準項目 >

水道法に基づく51項目について、市内給水栓で採取した水を検査機関にて定期的に検査しています。

また、水質管理目標設定項目の一部についても検査しています。

※詳しい検査項目については次ページをご覧ください。



水道水は、こうして  
安全に飲めるんだね。



## 水質検査結果のお知らせ

水道事業では、水道法第20条及び同法施行規則第15条に基づき、安全で快適な水道水が供給できるよう水質検査計画を策定し、水質検査を実施しています。

平成28年度の水質検査の結果はすべて良好でした。水道課ホームページではより詳細な内容をご覧くださいことができます。(http://www.city.konan.lg.jp/suido/sd\_suisitu.html)

これらの結果から、江南市の水道水は安全であります。

	検査項目	水質基準	下般若系 給水栓平均値	後飛保系 給水栓平均値
健康に関する項目	1 一般細菌	1mℓ中の集落数 100 以下	0	0
	2 大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず
	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	< 0.0003	< 0.0003
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	< 0.00005	< 0.00005
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	8 六価クロム化合物	0.05mg/ℓ以下	< 0.005	< 0.005
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	< 0.004	< 0.004
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	0.9	5.80
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	0.08	0.12
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	< 0.01	< 0.01
	14 四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	< 0.0002	< 0.0002
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	< 0.005	< 0.005
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	17 ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	20 ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	21 塩素酸	0.6mg/ℓ以下	< 0.06	< 0.06
	22 クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	< 0.002	< 0.002
	23 クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	0.012	< 0.001
	24 ジクロロ酢酸	0.04mg/ℓ以下	< 0.002	< 0.003
	25 ジブromクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.002	< 0.001
	26 臭素酸	0.01mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	27 総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.019	< 0.001
	28 トリクロロ酢酸	0.2mg/ℓ以下	0.006	< 0.002
	29 プロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	0.005	< 0.001
	30 プロモホルム	0.09mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	< 0.008	< 0.008
性状に関する項目	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.005	0.002
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	0.01	< 0.01
	34 鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	0.01	< 0.01
	35 銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.01	0.01
	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	< 7.4	< 13.2
	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	38 塩化物イオン	200mg/ℓ以下	6.5	9.9
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下	27	83.6
	40 蒸発残留物	500mg/ℓ以下	98	187
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	< 0.02	< 0.02
	42 ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	< 0.000001	< 0.000001
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	< 0.000001	< 0.000001
	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	< 0.002	< 0.002
	45 フェノール類	0.005mg/ℓ以下	< 0.0005	< 0.0005
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下	0.4	< 0.3
	47 pH 値	5.8～8.6	7.0	6.9
	48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし
	49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし
50 色度	5度以下	< 0.5	< 0.5	
51 濁度	2度以下	< 0.1	< 0.1	
	遊離残留塩素	0.1mg/ℓ以上	0.28	0.35

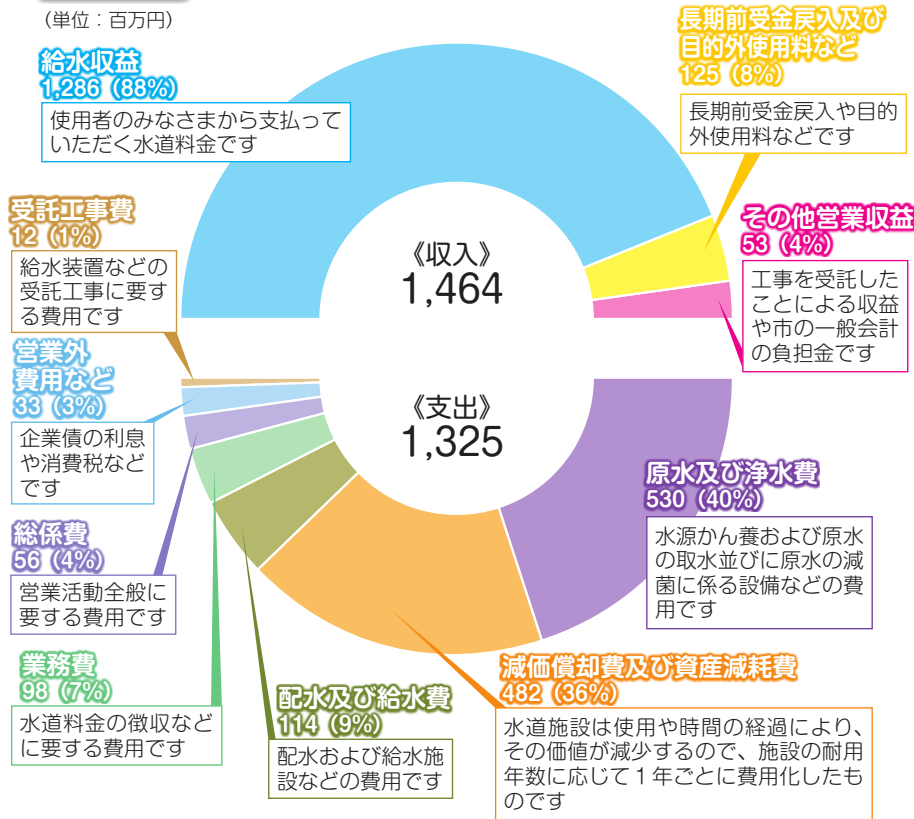
全ての項目において、水質基準に適合しています。

# 江南市水道事業 平成29年度 当初予算

水道事業は、みなさまからお支払いいただく水道料金を主な財源として経営しています。  
安心・安全な水をみなさまにお届けするとともに、今後ともより一層、効率的な運営を目指してまいります。

## 収益的収支 水をお届けするための経費と財源

(単位：百万円)



## 平成29年度の主な事業

平成28年度実施の測量設計に基づき、平成29年度から第一次基幹管路更新工事を進めてまいります。

また、平成28年度に引き続き、第3次配水管改良計画に基づく、配水支管の更新・整備を進めてまいります。

## 用語解説

### 収益的収支と資本的収支

地方公営企業である水道事業の予算は、関係法令に基づき収益的収支と資本的収支に区分し、予算の内容を明確にしています。

収益的収支は、当該年度の経常的な営業活動に伴う損益に関する収入・支出であり、事業活動の計画としての損益予算です。

資本的収支は、主として将来の経営活動に備えて行う施設整備計画、企業債償還計画のための資金予算であり、収益的収支に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うものが計上されます。

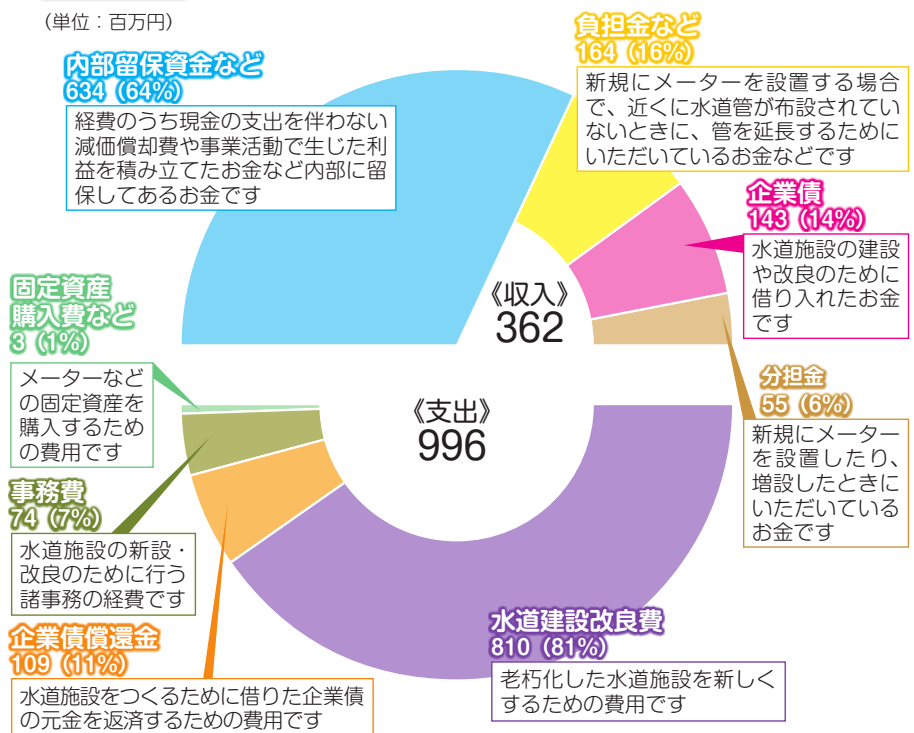
資本的収支の不足する財源については、営業活動で確保された現金支出を伴わない減価償却費などの、内部に留保された資金で補てんすることとなっています。

### 長期前受金戻入

長期前受金(負担金、分担金など)に対応する資産の減価償却費相当額を収益したもので、現金収入は伴いません。

## 資本的収支 水道施設を整備・拡充するための経費と財源

(単位：百万円)



## 漏水を確かめるために

検針時にお配りする「使用水量のお知らせ」には必ず目を通しましょう。普段と同じように水を使用しているにもかかわらず、前回に比べ使用水量が大幅に増えたようなときは、どこかで漏水している可能性がありますので、次のような方法で調べてみましょう。

### 漏水の発見の仕方

- 家中のじゃ口を閉めてメーターの中のパイロット(銀色の羽根車)の動きを調べてください。回り続けている場合は、メーターとじゃ口の間どこかで漏水している可能性があります。
- 水道管を埋めてある付近がいつもジメジメしていませんか？
- 排水管にいつもきれいな水が流れ込んでいませんか？
- 台所などの水回り付近がいつも湿っていませんか？
- 水洗トイレの便器内にいつも少量の水が流れていませんか？

この銀色の羽根車がパイロットです。水が流れていると時計回りに回転します。



水が流れていると、この赤い針が時計回りに回転します。

### 漏水を見つけたら

敷地内の水道管はお客様が維持・管理する「お客様」の財産です。敷地内で起きた漏水を修理するときにご自身で指定給水装置工事事業者へ修理をお申し込みください。(ただし、公道から水道メーターの間は市で修理をします)

※指定給水装置工事事業者は水道課ホームページで確認するか、水道お客さまセンターまでお問い合わせください。

## 水道課からのお願い



### 水道管の工事にご協力をお願いします

現在進めている基幹管路(配水本管・導水管)の更新および耐震化工事などに伴い、片側交互通行や場合によっては通行止めなどご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 水道メーターの取り替えにご協力をお願いします

水道課では法律で定められた有効期限(8年)が過ぎる前に新しい水道メーターに取り替えており、今年度は11月から2月にかけて取り替えを実施します。

対象のご家庭には、取り替えの前月の検針時に「水道メーター定期取り替えのご案内」にてお知らせします。なお、取り替えの費用は無料ですが、作業中(30分ほど)は水道の使用ができなくなります。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。



お問い合わせは 水道課(江南市水道お客さまセンター) ☎ (0587) 53-3511 まで